京極町農業委員会総会議事録

(第26回令和5年1月26日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年1月26日 午後 1時30分から 2時00分
- 2. 開催場所 京極町公民館 2階研修室
- 3. 出席委員(12人)
 - 1番 中村明彦 2番 粥川一也 3番 酒井勇一 熊谷 聡 4番 5番 藤波秀博 6番 横川順行 7番 行天英宏 小山憲一 8番 9番 小柳光義 10番 清本勝彦 船場 茂 11番 12番 後藤耕藏
- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 総会諸報告について

第3 報告第2号 令和4年賃借料情報の提供について

第4 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第26回京極町農業委員会総会を開会いたします。

年が明けましたが、まだお会いしていなかった方もいらっしゃいます。新しい年ですので、皆さんよろしくお願いいたします。戦争などで、物価が上がってしまってコストが上がって大変です。農機具も戦争の関係で入ってこないかも知れない。コロナも戦争も終息しなくて私たちの将来にも影響がある。令和5年ということで、任期改選の年です。農業委員の業務に全力を尽くして頂くようお願いいたします。本日も案件がありますのでよろしくお願いします。

事務局長

本日、出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、8番小山委員、9番小柳委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の 朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。 委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第25回農業委員会総会を、令和4年11月24日に京極町役場議員控室にて開催 しております。
- 3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、令和5年1月6日に2件実施し、中村委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○氏、○○○氏所有地です。
- 4、農地法第3条調査を、1月10日に船場委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきまして、○○○○氏所有地です。
- 5、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、1月11日に後藤委員、熊谷委

員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。 報告第1号につきましては以上となります。

議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終 わります。

続いて、日程第3、報告第2号「令和4年賃借料情報の提供について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 【令和4年賃借料情報の提供について議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、令和4年賃借料情報の提供についてご報告いたします。

令和4年1月から12月までに締結、公告された賃貸借における賃借料水準、10a当たりについて報告するものとする。令和5年1月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

令和4年の京極町賃借料情報につきましては次のとおりです。畑の部。地域名、京極町。平均額、7,109円。最高額、8,500円。最低額、2,500円。データ数、72筆。なお、田につきましては令和4年に締結された賃貸借契約がありませんでしたので、お示ししておりません。また、令和3年京極町賃借料情報については、下段のとおりとなっておりますのでご参照ください。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長 ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「令和4年賃借料情報の提供 について」を終わります。

> 続いて、日程第4、報告第3号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する 許可について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 【農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について議案書朗読及び説明】 議案書3ページをご覧ください。日程第4、報告第3号、農地法第4条及び第 5条の規定による許可申請に対する許可についてご報告いたします。 農地法第4条第1項及び第5条同項の規定による許可申請について、一般社団 法人北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当との回答があったので、京極 町農業委員会会長専決規程に基づき下記の者に対し許可書を交付したことを報告 するものとする。令和5年1月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。

番号1。申請者について、貸主、京極町字〇〇、〇〇〇氏。借主、京極町字京極527番地、京極町。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的、公共堆雪場のための一時転用。

番号2。申請者について、譲渡人、京極町字〇〇、〇〇〇氏。譲受人、札幌市〇〇、〇〇株式会社。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的、寒別発電所管理用道路敷地のための転用。

番号3。申請者について、貸主、京極町字○○、○○○○氏。借主、札幌市○ ○、○○株式会社。土地の表示について。所在、字○○。地番、○○番○。地目、 公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。転用の目的、寒別発電所取水堰排砂門他更 新工事及び関連除去工事に伴う運搬路敷地のための一時転用。

以上の許可申請につきまして、番号1及び番号2については、当委員会の総会審議結果は、令和4年10月27日開催の第24回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、11月25日開催の第8回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。また、番号3につきましては、当委員会の総会審議結果は、令和4年11月24日開催の第25回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、12月22日開催の第9回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。なお、許可書の交付につきまして、番号1及び番号2については、第24回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答のありました令和4年11月28日付けで会長専決により行い、番号3については、第25回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答がありました令和4年12月26日付けで会長専決により行っております。

報告第3号につきましては以上となります。

議 長 ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上で報告第3号の「農地法第4条及び第5条の 許可申請に対する許可について」を終わります。

それでは、日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 5 -

事務局長

【農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書朗読及び説明】

議案書5ページをご覧ください。日程第5、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和5年1月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

それでは、議案書6ページをご覧ください。

番号1。賃借人、京極町字○○、○○○氏。賃貸人、京極町字○○、○○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積○○㎡他○筆。合計○筆で○○㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、解約日、通知の年月日ともに令和5年1月6日。当初の契約。平成30年4月27日から令和5年4月26日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解除。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃借人、京極町字○○、○○○氏。賃貸人、京極町字○○、○○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。合意解約書作成日、土地の引渡日、解約日、通知の年月日ともに令和5年1月6日。当初の契約。平成30年4月27日から令和5年4月26日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解除。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号1及び番号2について、別の認定農業者との間で新たに賃貸借契約を結ぶための解約となります。すべての案件において、通知年月日より6ヶ月以内に土地の引渡しが行われ、農地法第18条に基づく書面による合意解約がなされておりますので、同条第1項による許可を要しないものであると考えます。

議案第1号につきましては、以上となります。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて、日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて許可申請の内容について朗読及び説明】

議案書7ページをご覧ください。日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定 による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の使用貸借の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和5年1月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。それでは、議案書8ページをご覧ください。

番号1。貸主、京極町字○○、○○○氏。借主、京極町字○○、○○○氏。 土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、 ○○㎡。権利の区分、使用貸借。貸借理由、使用貸借期間満了により返還される 農地を後継者に使用貸借のため。土地の引渡の時期、令和5年1月29日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1について議案書の9ページ、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書10ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長

只今の事務局の説明に関連して、番号1を船場委員より、ご報告をお願いいた します。

船場委員

番号1について、議案書9ページの調査書のとおり、1月10日に調査しました。 使用貸借期間満了により、返還された農地をを後継者に使用貸借するものであり、 問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書11ページをご覧ください。日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年1月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕蔵。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案4件となっており、新規の利用権設定の計画が4件です。

それでは、議案書12ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、有限会社〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇他〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。地目、公簿、現況ともに畑。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年1月27日。終期、令和10年1月26日。期日、令和5年1月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振替。貸付理由、農地を賃貸するため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、有限会社○○。利用権の設定等をする者。京極町字○○、○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況ともに畑。地積、○○㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年1月27日。終期、令和10年1月26日。期日、令和5年1月27日。借賃、○○円で10アール当たり○○円。支払方法、口座振込。貸付理由、農地を賃貸するため。

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年1月27日。終期、令和6年1月26日。期日、令和5年1月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、輪作体系維持のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡他〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年1月27日。終期、令和6年1月26日。期日、令和5年1月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、輪作体系維持のため。

番号1、番号2につきましては、議案第1号においてご審議いただきました合

意解約された農地についての新たな賃貸をするものとなっております。

番号1から番号4について、議案書13ページから15ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書16ページから図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第3号につきましては、以上となります。

議長 ただいまの説明に関連して、番号1、番号2を中村委員より、番号3、番号4 をわたくしから、それぞれ調査の結果ならびに補足説明をいたします。

中村委員お願いします。

中村委員 番号1、番号2について、議案書13ページの調査書のとおり、1月6日に調査 しました。隣接地を耕作している認定農業者に賃貸をするもので問題はないと思 います。

議長 続いて、番号3、番号4についてわたくしより説明いたします。

番号3、番号4について、議案書14ページ、15ページの調査書のとおり、1月11日に調査しました。輪作体系維持のため、同地区の認定農業者に賃貸をするもので問題はないと思います。

議 長 これより、質疑に入ります。

藤波委員 番号3番、4番の賃貸人は、離農するんですか。

議 長 この賃貸人は、輪作体系維持のため、単年で貸しています。離農する話は聞いていません。

他に質疑ありますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第26回京極町農業委員会総会を 閉会いたします。

閉会時間 午後 2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 2月22日 (水) 午後 1時30分